

図書館法の見直しについての意見

社団法人日本図書館協会

日本図書館協会は、先に図書館法の見直しについての意見を出しましたが、その後の中教審生涯学習分科会等の検討状況、および文部科学省の説明等を踏まえ、再度意見を提出します。

図書館法はこれまで、他の法律が制定、改正されることにより、幾度も余儀なく変えられてきました。今回はそれとは異なり、政府の審議機関の場で図書館法を採り上げ、様々な角度から検討されており、その意義は大きいものがあります。法公布後60年近く経ていますが、図書館法は豊かな図書館サービス創造の根拠となる優れた内容をもっていることを再確認するとともに、法改正が社会や時代の変化に応じて、図書館をさらに発展させるよりどころとなるよう改めて求めるものです。

また生涯学習分科会では、法令等の制度改正のほか、事業等を取組むことによってより良い仕組みを構築していくこと、制度の趣旨を明確にして制度を十分に機能させることなども視野に入れて検討が行われていると聞いております。これは法令改正だけでなく、図書館法の理念実現のための具体的な施策が検討されていることであり、法の理念とは相容れない図書館の管理運営の問題など、現場で苦慮している状況がある現在、大いに期待するものです。

1 図書館の基本的原理を明確に示す内容を加える。

図書館は、人々が多様な資料、情報にアクセスすること、知る自由を保障する役割をもつ。このことを法に明示することは図書館サービスの意義を深めることにつながり、その遂行を励ますことになる。さらに情報格差を生じない施策、バリアフリーの考えを推し進めることにもなる。

例えば、次のような趣旨の条文を加える。

第1条 この法律は、社会教育法の精神に基づき、人々の知る自由、多様な情報への自由なアクセスを保障する図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、...

または

第3条 図書館は、人々の知る自由、多様な情報への自由なアクセスを保障する図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、...

2 図書館は生涯学習を進める上の中核的施設であることに留意する。

条文に生涯学習の理念を加えるにあたっては、単なる字句の挿入にとどめることなく、「図書館は生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な中核的施設であること」を留意事項として喚起する内容とする。

「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」という社会教育法の精神を踏まえ、さらに現に人々の生涯にわたる学習を支援している図書館の重要な役割を捉えた表現を求める。

3 司書を置くことを明確にする。

司書は図書館運営の主要な担い手であり、法は図書館に司書を置くことを当然の前提として構成されているが、現状はそれとは異なる状況がみられる。現行法第13条第1項の内容を、専門的職員を置くことの必要性自体を教育委員会が判断するという解釈がなされることも現にある。そうした誤った読み取りがなされないよう、例えば次のように表現を改め、司書の必置をより明確にすることがとりわけ現在必要である。

第13条第1項 公立図書館に館長及び専門的職員、並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める事務職員及び技術職員を置く。

4 館長は司書資格を有することを明確にする。

館長は図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、専門職員である司書を監督する必置

の職である。かつて司書有資格の館長を国庫補助の要件とすることにより、国としての姿勢を示していた。これが削除されたことにより、そのよりどころを欠く事態となっている。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に「館長となる者は司書となる資格を有する者が望ましい」との記述はあるが、法の上でそのことを明確にすべきである。

5 大学における司書の養成に関する科目を省令で定める。

大学における司書の養成に関する科目を省令で定めることは、社会教育主事、学芸員の場合との整合性を図ることであり、大学で履修してきた司書が現場で多数になっている現状、およびその科目、単位の拡充を図る上で意義がある。

また、現行法上講習を履修方式の上位におくのは、法の制定当時、まずは現職者が資格を取得する場合を主要に考えたことに対応しており、現在では第5条第1号と第2号を入れ替えて、大学での履修を上位に位置づけることが実態にもかなうし、適切である。

6 司書等に対する研修の実施を義務付ける。

社会の変化に応じた図書館サービスを実施するために、司書および司書補の資質向上を図ることは重要であり、そのために研修の実施を国、任命権者等に課すことは必要である。さらに法に明示することに加えて、かつて措置をしていた研修事業補助の実施のほか、図書館関係団体の研修事業への支援など、それを実体化するための方策も併せて提起すべきである。

7 司書、司書補を専門職員とする。

法第4条、第13条には司書等を「専門的職員」と表現しているが、他の例からみてもあえて「的」とする必要はない。「専門職員」と明記する。

8 図書館の自己点検、評価に関する努力義務規定を設けることについて

図書館サービスの拡充を図り、その社会的使命を達成するためにサービス計画を立案し、そのサービス状況について自己点検、評価し、改善につなげていくことは重要なことである。現場の関心は高く、貴重な取り組みもなされ、また研修の重要なテーマのひとつとなっている。

その実効性を保障するためには、法に規定することに加えて、図書館関係団体などの行っている活動、例えばその手法の追究、指標や数値目標の標準化を図る調査研究などに対する支援をすることなども併せて提起される必要がある。

私立図書館に、この努力義務を課すことは、より自主性と自由が尊重されるべき視点から好ましくない。

9 第3条図書館奉仕について

(1) 第3条冒頭の「土地の事情及び一般公衆の希望にそい」との文言は、地域性や多様な要求に応じてサービスを展開する積極的な内容をもっており、これを減じるような表現に変えるべきではない。

(2) 電子資料の収集、情報通信技術の発展に対応したサービスを加える。

(3) 法には歴史性や制定当時の事情、趣意もあり、「時代にそぐわなくなった用語」との理由のみで削除、もしくは言い換えることについては慎重であるべきである。

10 図書館協議会の委員に「家庭教育関係者」を加えることについて

図書館協議会の委員に学校教育、社会教育の関係者に加えて、「家庭教育の関係者」を規定することは、その定義が明確ではなく好ましくない。また第15条が大綱化弾力化して改正された経緯に照らして逆行すると考える。

11 資格取得の学歴要件の緩和について

司書補の資格要件として、高等学校卒業程度認定試験合格者を対象とするのは妥当であるが、それに加えて、大学を卒業せずに大学院に進みその課程を修了した者の司書資格取得も可能とするよう、資格取得要件の緩和を求める。